



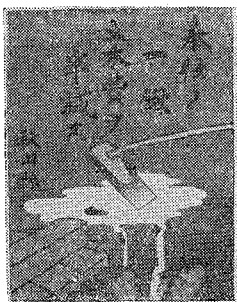
東 北 方 面

道路愛護運動ノ實況

一 道路愛護會規定等ノ制定

縣下六百十一里百九十三路線ノ國府縣道ノ維持修繕ノ爲メ二年々少ナカラメ經費ヲ投ジツ、アルモ交通量増加ノ爲メ其レニ順應ズベキ維持修繕費ハ到底縣經濟ヲ以テハ遺憾ナキナ期シ難ク道路保全ノ目的ヲ達スルニハ日常道路ヲ使用スル一般公衆ニ道路愛護觀念ヲ喚起セシメ更ニ一

歩ヲ進メテ奉仕的ニ之レガ維持修繕ノ協力ヲ求ムルノ必要ヲ認メ昭和三年五月道路愛護獎勵規定ヲ制定シ各種團體ナシテ獨リ國府縣道ノミナラズ町村道ト雖モ同様修理ヲナサシメ其ノ成績優良ナル團體ハ賞金又ハ褒狀ヲ授與シ道路ニ關スル



篤行者ニ對シ表彰ノ途ヲ展キ本則制定ト共ニ縣内二百三十八箇市町村長へ趣旨ノ貫徹方ヲ依頼ヘ尙愛護思想ノ普及徹底ヲ期スル一方法トシテ縣内一般ヨリ道路愛



護ニ因ム俗諺標語ホスタ一圖案ヲ募集セリニ應募人員四百七十七人標語九百三十六句俗諺三百八十六句ホスタ一五十四點ニ達シ更ニ官民協力道路保全ノ實舉ゲ道路及其交通ニ關スル智識ノ普及ヲ企テ縣下概要ノ地ニ道路愛護宣傳活動寫眞會ヲ開催シタリ、

一 道路愛護宣傳活動寫眞ト講演

道路愛護宣傳活動寫眞隊ハ昨年七月七日

ヨリ八月三十日ニ涉リ縣内五十箇所ニ開
催此入場人員十萬三千九百人ニ達シ而シ



テ之レガ開催ニ當リテハ町村役場交通業
者各種團體等ノ多大ナル應援ニ依リ豫想
外ノ盛況ヲ呈シ觀衆ハ立錫ノ餘地ナキ狀
況ヲ繼續スルコトヲ得當日所轄警察署ニ
於テハ警官ヲ出勤セシメ道路愛護宣傳交
通ノ整理取締チナシ町村役場交通業者ハ
各地各様ノ宣傳ビラヲ撒布シ景氣ヲ添へ
警察署長地方有力家等交通及道路愛護ニ
付キ一場ノ講話ヲ試ミタリ開催途中土木
課ニ於テハ特ニ縣民ニ親シミ深ク趣旨ヲ
徹底セシムル映畫ヲ提供セバ一層効果ア

地方通信

ルヲ認メ河邊郡川添村ニ於ケル道路愛護
作業狀況ヲ映畫ニ作製シタリ此ノ映畫ハ
交通整理道路修理事業施行方法少女團ノ
作業團員ニ對スル精勞狀況外ニ秋田市ニ
於ケル愛護宣傳隊ノ縣廳ヨリ出發ノ狀況
縣紀念會館市内ノ交通狀況ヲ添へタリ。

一 効果

道路愛護宣傳ニ依リ道路愛護會組織申込
數九十八團體アリシガ可成町村區域チ一
團トセル團體ヲ組織スル様獎勵シタル爲



メ五十四團
體ニ組織チ
替へ一町村
ヲ區域トス
ル團體數四
十殘部十四
團體ハ地勢
其他ノ關係
上部落區域
トス之レガ

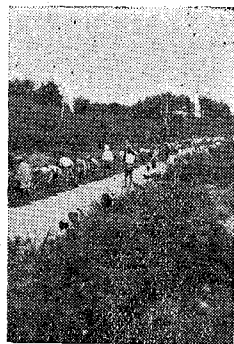


作業道路延
長國道六里
二十四町府
縣道六十一
里三十一町
町村道百三
十三里四町
作業回數六
百七回作業
延時間三十

六萬五千七百四時間作業人員十四萬千七
百八十三人五分ノレチ一日ノ作業時間八
時間トシテ換算スレバ其ノ作業人員四萬
五千七百十三人三分ヲ示シ此ノ奉仕作業
ハ道路保全上多大ノ効果ヲ收メ得タルモ
ノト謂フベシ。

一 成績ノ審査

各團體ハ頗ル眞摯ニ社會奉仕ニ服シ感激
スベキモノ少ナカラズ嚴選ノ結果五十四
團體中一等賞八、二等賞十三、三等賞三



リ其成績良好ナラサル結果ニ鑑ミ尙一層
愛護思想ヲ喚起セシムルタメ道路愛護ニ
關スル講演會ヲ主トシ希望町村ヲ募リ映
畫會ノ開催等各町村當局ト打合セ徹底的
道路愛護ノ精神ノ發揮ニ努力シツ、ア
リ。

四等賞六、五等賞十一計四十一團體ハ授
賞セラレ外ニ道路ニ關スル篤行者トシテ
四名ノ表彰ヲ見タリ。
一 本年度ノ計畫
昨年度ハ縣内二百三十八箇市町村ニ對シ
僅カニ五十四團體ノ組織申込ヲ見ルニ至



道路愛護活動寫眞會開催地名表

開催月日	開催地名	會場名	講話者	來觀者數	記事
七月七日	秋田市	紀念會館	高橋仲山 木會課長	四、〇〇〇	晴
七月八日	土崎港町	公園劇場	仲山木會課長	一、七〇〇	入場ヲ制限ス
七月九日	大久保村	湖東座	金山土事務所長	一、三〇〇	晴 入場ヲ制限ス
七月十日	船越町	小學校	筑金和技小學校 校長	二、〇〇〇	晴

俗諺

- 一 等 道路愛護の心の花は 國に文化の實を結ぶ
 - 二 等 赤い手柄の嫁御も交る 村中揃うた道普請
 - 三 等 秋田音頭 村のアンチヤがた煙草の 休みに道こを手入した 向ふのババコも隣のゲツ チヤもお蔭で杖いらす
- 標語
- 一 等 ナシ
 - 二 等 よき道路はよき心より
 - 三 等 青年の心で光る村の道 道草も愛護で取れ

地方通信

七月三十一日	七月三十日	七月二十九日	七月二十八日	七月二十七日	七月二十六日	七月二十五日	七月二十四日	七月二十三日	七月二十二日	七月二十一日	七月十八日	七月十七日	七月十六日	七月十五日	七月十四日	七月十三日	七月十二日	七月十一日
船川港町	北浦町	湯西村	五城目町	鹿渡村	鶴川村	能代港町	八森村	富根村	二ツ井村	鷹巢村	阿仁合村	米内澤村	早口村	大館町	扇田町	十二所町	花輪町	
小學校	神明社境内	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校
金技師	金技師	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記	山田道書記
一、二〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	八〇〇	二、二〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、二〇〇
晴 入場ヲ制限ス	晴	晴	晴	晴	曇 風強シ	曇 風強シ	曇 風強シ	曇 風強シ	曇 風強シ	曇 風強シ	曇 風強シ	曇 風強シ	曇 風強シ	曇 風強シ	曇 風強シ	曇 風強シ	曇 風強シ	曇 風強シ

七月三十一日	八月一日	八月三日	八月四日	八月五日	八月六日	八月七日	八月八日	八月九日	八月十日	八月十一日	八月十三日	八月十四日	八月十五日	八月十六日	八月十七日	八月十八日	八月十九日
毛馬内町	大湯村	小坂町	新屋町	川添村	龜田町	上川大内村	本莊町	東瀧澤村	矢島町	直根村	下郷村	金浦町	西馬音内町	湯澤町	稻庭町	横堀町	増田町
小學校	大湯劇場	康樂館	小學校	小學校	同	小學校	公會堂	小學校	矢島劇場	猿倉分教場	小學校	同	同	同	神社境内	小學校	小學校
同	仲本	笹山	笹山	笹山	笹山	山田	同	同	土田	山田	同	同	同	同	小川	同	石田
木	木	縣	縣	縣	縣	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道
課	課	屬	屬	屬	屬	書	書	書	書	書	書	書	書	書	技師	技師	助役
長	長	屬	屬	屬	屬	記	記	記	記	記	記	記	記	記	師	師	役
三、〇〇〇	一、三〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	一、六〇〇	三、四〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、三〇〇	三、〇〇〇	二、六〇〇	二、五〇〇	一、五〇〇
晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	晴	晴
															風強		入場ヲ制限ス

八月二十日	淺舞町	小學校	佐藤警察署長、岩村助役	二、〇〇〇	晴
八月二十一日	木森町	同	小川技師、田中巡查部長	二、五〇〇	曇
八月二十二日	横手町	同	工本土木課長、片野縣會議長	四、〇〇〇	晴
八月二十三日	大曲町	同	高階土木課長、片野縣會議長	三、〇〇〇	晴
八月二十四日	六郷町	同	山田道、山田道、山田道、山田道	二、五〇〇	晴
八月二十五日	横澤村	小學校	同	一、五〇〇	入場ヲ制限ス
八月二十七日	角館町	同	同	一、〇〇〇	雨 七月十三日
八月二十八日	生保内村	役場地内	同	一、〇〇〇	晴
八月二十九日	刈野町	小學校	同	一、五〇〇	晴
八月三十日	和田村	小學校	宮本土木課長、進藤助役	一、五〇〇	晴

道路愛護獎勵規程

○秋田縣告示第二百三號

道路愛護獎勵規程左ノ通定ム

昭和三年五月二十五日

第一條 道路ニ關スル公共心ヲ涵養シ道路愛護ノ思想ヲ普及シテ道路ノ保全改良ヲ期スル爲道路愛護會ヲ組織シ其ノ成績優

良ナルモノハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

第二條 道路愛護會ヲ組織シ得ヘキモノハ青年團、在郷軍人分會、戶主會等市町村若ハ市町村ノ一部ヲ區域トスル團體又ハ市町村ニ限ルモノトス

第三條 道路愛護會ヲ組織セムトスル團體ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ町村ニ在リテハ所轄土木事務所長ニ在リテハ市長ニ申

出ツヘシ

一 團體名

二 地城

三 團體組織ノ概要

市長ニ於テ前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ所轄土木事務所長ニ通知スヘシ

第四條 市長、土木事務所長ハ道路愛護會ヲ組織シタル團體ニ對シ常ニ其ノ區域内

ノ道路ニ關スル公共心ノ厚薄及道路ノ狀

況等ヲ觀察シ其ノ成績ヲ考查スヘシ

第五條 土木事務所長並市長ハ警察署長ト

協議ノ上成績優良ト認ムル團體ヲ選抜シ

其ノ事績及成績調書ヲ作製シ順位ヲ附シ

テ毎年十二月二十日迄ニ之ヲ知事ニ報告

スヘシ

第六條 知事ハ審査長及審査員ヲシテ前條

ノ報告ヲ審査品評セシム

第七條 審査ハ會計年度毎ニ之ヲ行ヒ第一

次審査及第二次審査ニ區分ス

第一次ハ各都市毎ニ行ヒ第二次ハ各都市

ヲ通シテ之ヲ行フ

第八條 審査長ハ内務部長ニ審査員ハ土木

課長及其他ノ職員中ヨリ知事之ヲ命ス

第一次審査ノ審査員ハ各都市毎ニ五名以

内トシ知事之ヲ囑託ス

第九條 審査ハ道路ニ關スル公共心ノ厚薄

ヲ調査スルヲ以テ目的トスルモ其ノ標準

概ネ左ノ如シ

一 當該團體區域内ノ國道、府縣道、市

道及町村道ノ保持宜シキヲ得現狀良好

ナルコト

二 費用若ハ勞力ノ負擔方法宜シキヲ得

最モ經濟的ニ使用シ且圓滿ニ支辨シ得

タルコト

三 團體全般ノ成績良好ナルコト

前項第一號ノ審査ニ就テハ當該道路ノ構

造交通狀況及管理者修理ノ程度等ヲ斟酌

シテ其ノ成績ヲ考查スルモノトス

第十條 審査ノ結果成績優良ナルモノハ之

ヲ五等ニ分チ左ノ褒賞ヲ授與ス、

一等 賞金 貳百圓

二等 同 百圓

三等 同 五拾圓

四等 同 參拾圓

五等 褒 狀

第十一條 道路ニ關スル篤行者アルトキハ

所屬市町村長ハ其ノ事績ヲ錄シ町村ニ在

リテハ土木事務所長ヲ經テ知事ニ上申ス

土木事務所長前項ノ書類ヲ受理シタルト

キハ之ニ意見ヲ附シ進進スヘシ

第十二條 知事ハ前條ノ篤行者ノ事績ヲ第

六條ノ規定ニヨリ審査長及審査員ナシテ

審査セシメ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

道路愛護會作業方法

○秋田縣告示第二百四號

道路愛護獎勵規程ニ依ル道路愛護會作業方

法左ノ通定ム

昭和三年五月二十五日

一 道路修繕ハ少クトモ左記各號ニ依ル

コト

一 路面ノ凹凸ハ之ヲ削リ均スコト

二 路面ニ大ナル凹所又ハ洗堀ヲ生シタ

ルトキハ先ツ以テ素地ヲ打チ起シ砂利

又ハ眞砂土ヲ補足シテ馴染ヨクシ輕度

ナル清鋒形ニ仕上ケルコト

三 路面ノ車跟ハ車跟ノ兩側ニ餘レリ砂利又ハ其ノ他ノ砂利ヲ持チ込ミ高低ナク搔キ均スコト

車跟ノ深サ大ナルトキハ栗石又ハ荒砂利ヲ持チ込ミ其ノ上ニ目潰シ砂利ヲ用ヒ搔キ均スコト

四 路面ニ突出セル玉石、栗石、木根等ハ之ヲ除キ砂利又ハ眞砂土ヲ以テ跡埋ヲ爲スコト

五 雜草木根等ノ混入セル土砂又ハ側溝ノ浚渫泥土等ヲ實用路面ニ搬出セサル様注意スルコト

六 橋梁、暗渠等ノ輕易ナル修繕ハ前各號ニ準スルコト

第二 道路ノ整理ハ大體左記各號ニ依ルコト

一 諸車其ノ他ノ物件ヲ道路ニ放置シ若ハ道路ヲ物干場ニ使用スル等交通ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ爲サシメサル様常

ニ注意スルコト

二 路面ニ轉在スル玉石、栗石其ノ他交通ノ障害トナルヘキモノハ之ヲ取除クコト

三 路肩ニ繁茂セル雜草ハ之ヲ刈取り實用路面ヲ有効ナラシメ路面ノ塵埃、泥土、雜草等ハ之ヲ除却シ常ニ清潔ヲ保持スルコト

四 冬季ニ於テ實用路面ノ積雪及結氷ヲ除却シ其ノ他ノ季節ニ於テハ路面ニ適度ノ撒水ヲ爲スコト

五 道路元標、道路標識其ノ他道路ニ附屬セル建設物ノ保持ヲ爲スコト

第三 排水ノ手入ハ概ネ左記各號ニ依ルコト

一 橋梁、側溝、暗渠、土管等ニ漂流物、泥土、雜草、落葉其ノ他ノ障害物入込ミ排水不良ナル箇所アルトキハ充分掘リ浚ヘ障害物ハ之ヲ除却シ水行ニ支障ナカラシムルコト

二 降雨ノ際ニ於テハ成ルヘク區域内ノ

道路ヲ巡視シ水溜リ其他排水不良ノ箇所ニ對シ相當手入ヲ爲スコト

第四 前各項ノ外左記事項ニ留意スルコト
一 出水ノ場合ニ於テハ河水其ノ他水流ノ漂流物ニ注意シ橋梁ノ危害豫防上必要ナル措置ヲ爲スコト

二 出水時ニ於テ道路、橋梁等破壊ノ虞アル場合ニ於テ關係官吏眞ノ依囑ヲ受ケタルトキハ其ノ指揮ニ從ヒ防備ニ盡スコト

三 道路ノ大修繕ヲ要スト認ムル箇所ハ之ヲ所轄土木事務所ニ通知スルコト

第五 前各項ニ定メタル以外ノ作業又ハ修繕工事ヲ爲シ特ニ多大ナル費用若ハ勞力

ヲ投スル場合ニ於テハ所轄土木事務所ニ届出テ又ハ其ノ指揮ヲ受ケテ之ヲ施行スル方最モ大ナル効果ヲ擧グル所以ナルヲ以テ可成届出又ハ指揮ヲ受カルコト

道路愛護成績各郡市別一覽表

郡市別	成					績				
	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五
秋田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雄勝群	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山本郡	二	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平鹿郡	一二	三	八	○	○	○	○	○	○	○
仙北郡	二	○	○	二	二	○	○	○	○	○
河邊郡	八	二	一	○	二	三	○	○	○	○
由利郡	一三	○	二	○	○	六	○	○	○	○
南秋郡	一四	二	二	一	○	二	七	○	○	○
北秋田郡	一	一	○	○	○	○	一	○	○	○
鹿角郡	二	○	○	一	○	○	一	○	○	○
計	五四	八	一三	三	六	一一	四一			

道路愛護成績各團體別一覽表
(平鹿郡)

團體名	成績				
	一等	二等	三等	四等	五等
横手町道路愛護會	—	○	○	○	○
朝合村道路愛護會	—	○	○	○	○
里見青年團道路愛護會	—	○	○	○	○
角間川町木内道路愛護會	○	—	○	○	○
淺舞町道路愛護會	○	—	○	○	○
十文字町戶主會	○	—	○	○	○
大森町道路愛護會	○	—	○	○	○
川西村道路愛護會	○	—	○	○	○
榮村在郷軍人榮村分會	○	—	○	○	○
沼館町在郷軍人沼館分會	○	—	○	○	○
沼館町青年團	○	—	○	○	○
福地村在郷軍人分會	○	—	○	○	○
館合村道路愛護會	○	—	○	○	○
計	三	八	一	○	○

		〔北 秋 田 郡〕							
團 體 名	作 業 種 類	審 査		成 績					
		一 等	二 等	一 等	二 等				
大館青年團道路愛護會	計	—	—	〇	〇	—	—	〇	〇
(鹿 角 郡)		—	—	〇	〇	—	—	〇	〇
七瀨村道路愛護會	計	〇	〇	〇	〇	—	—	〇	〇

道路愛護會作業狀況都市別調

郡 市 別	作 業 種 類	道 路		作 業 延 時 間	作 業 人 員	一 人 一 日 作 業 時 間 八 時 間 換 算 人 夫 數
		町 村 道	縣 道			
平 鹿	四〇五	五・二六 _里	一五・二二 _里	二四九、一六〇 _時	一二一、六五七 _人	三一、一四五・〇〇 _{人分}
仙 北	九	三・一 _里	一・一三	五、五九六	六九九、五〇〇	六九九・五〇
河 邊	四二	二・二〇	八・二八	二七、七三三	四、九二五	三、四六六・六五
由 利	七三	一・〇三	一七・三〇	二八、〇〇二	四、七五三	三、五〇〇・五〇

(平 鹿 郡)

團 體 名	作 業 同 數	作 業 道 路			作 業 延 時 間	作 業 人 員	作 業 方 法
		國 道	府 縣 道	町 村 道			
南 秋 田	四〇	一・〇四	一八・〇二	一六・一一	三六、九九	七、四三一	四、六一四・九〇
北 秋 田	三三	・三二	・二九	三・三二	九九八	一八六	一二四・七五
鹿 角	五	・三〇	・三〇	六・一六	一七、二九六	二、一六二	二、一六二・〇〇
計	六〇七	六・二四	六一・三一	一三三・〇四	三六五、七〇四	一四一、七八三・五	四五、七一三・三〇
横 手 町 愛 護 會	二三四	里町 二〇	里町 二〇	三・三四	一〇三、四四二	一〇三、四四二	每朝道路掃除、側溝浚渫、散水 雪撤、一人一日作業八時間トシ テ一二、九三〇人
朝 倉 村 愛 護 會	三七	五	三五	一三、七六〇	一、七二〇	道路掃除、側溝浚渫、路肩雜草 刈取 作業時間ハ一日一人八時間	
里見青年團	一二	一・三一	三・三四	二、七二〇	三四〇	同 上	
角間川町	一〇	一八	五	一、四四〇	一八〇	同 上	
木内道路愛護會	三七	四・一〇	八・一四	七三、八四〇	九、二三〇	同 上	
淺 舞 町 愛 護 會	四	一八	五・〇八	九、六〇〇	一、二〇〇	同 上	
十文字町戸主會	一〇	一・一五	三・三三	七、三六〇	九二〇	同 上	
大 森 町 愛 護 會	二四	三・〇九	七・〇二	七、六八〇	九六〇	同 上	
川 西 村 愛 護 會	五	一・三〇	二・一一〇	二、六六〇	三三〇	同 上	
榮 村 愛 護 會							
在郷軍人榮村分會							

團體名		回作數業	國道	府縣道	町村道	延作時間業	作業人員	作業方法
沼館町青年團 在郷沼館町分會		六		一・二〇	三、三〇	一九、四二四	二、四二八	同上
福地村在郷軍人分會 會道路愛護會		一〇		二五	一、三一	二、七七六	三四七	同上
館合村 道路愛護會		一六		一・〇〇	四・一三	四、四八〇	五六〇	同上
(仙北郡)								
園體名		回作數業	國道	府縣道	町村道	延作時間業	作業人員	作業方法
土川村 半道寺道路愛護會		六	里町	里	三・一〇 里町	四、一八〇 時	五二・五 人	暗渠、樋管、砂利運搬、路肩車輪掘ノ修繕 作業時間一人一日八時間
生保内村 武藏野道路愛護會		三		八	三	一、四一六	一七七	路上砂利側溝ノ浚渫不陸直 作業時間一人一日八時間
(河邊郡)								
園體名		回作數業	國道	府縣道	町村道	延作時間業	作業人員	作業方法
戸米川村 道路愛護會		四	里町	二・〇〇 里町	四 里町	三、五五一 時	七四〇 人	道路標木ノ建設幅員ノ擴張、勾配ノ切均、曲線箇所ノ修繕暗渠土橋ノ修理不陸直シ排水溝ノ浚渫雜草除去一人一日八時間 換算四四三三人九分
川添村 道路愛護會		七		二・〇〇	六・〇四	三、三一二	八九五	排水溝浚渫、路肩雜草取除、路面凹凸切均、路肩雜草取除、一人一日八時間ニ換算四一四人
岩見三内村 道路愛護會		六		一・一四	六・〇六	一四、二八八	一、七八六	不陸直路肩ノ雜草除去、側溝浚渫、暗渠ノ手入、急勾配ノ切均、路幅擴張大玉石除去、砂利補足 作業時間一人一日八時間トス

(由 利 郡)

團體名	回作業數	作業		延作間時業	作業人員	作業方法
		國道	府縣道			
下北手村 道路愛護會	六		一・一九	三・二五	六八〇	暗渠修理、水切側溝浚深、砂布士橋修理、凹凸切均 作業時間一人一日八間時
種平村 平尾鳥少年赤十字 團	八		九	一六	六五九	路肩雜草刈取、側溝浚深、路面凹凸直及擴張ノ掃除 作業時間八時間ニ換算二三四人二分五厘
四少小屋村 道路愛護會	七	一六	三〇	三・二一	三九六	路肩雜草刈取、側溝浚深、不陸直 作業時間八時間ニ換算二五四人
仁井田村 道路愛護會	三	一〇四	五	三・〇〇	一〇三	排水溝暗渠土橋ノ手入、路肩雜草取拂 作業時間八時間ニ換算
種平村 種澤少年赤十字團	一		二・三	三・二	一八六	路肩ノ雜草刈取、側溝浚深、路面ノ凹凸直及掃除 作業時間八時間ニ換算四六八五分
直根村 直根村愛護會	七	尾町	五	三・三	四〇三	路面不陸直、大玉石除去、砂利採取運搬布均側溝手入及除草 一人一日ノ作業八時間トシテ五〇三人七分
直根村 百宅道路愛護會	九		一・三四	二、六八〇	二六八	路面不陸直、砂利採取運搬、布均 一人一日ノ作業八時間トシテ三 五人
直根村 直根少年赤十字團愛護組合	一八		三・〇〇	一・〇〇	一、一四九	側溝浚深、路面障礙物除去、土砂布均、排水手入 一人一日ノ作業八時間トシテ二八七人二分
龜田町 道路愛護會	一一		三・一六	七・〇九	二三八	側溝浚深、路面水抜、不陸直、雜草刈取 一人一日八時間トシテ八人二分
直根村 直根愛護會	五		一九	一・八七二	一五六	側溝浚深、暗渠ノ修繕及伏替 一人一日八時間トシテ二三四人

太平村戶主會	三		三・一三	三・〇一	一、六一五	三二三	側溝浚深、不陸直、暗渠修繕、砂利布排水、路肩雜草刈取、一人一日八時間ニ換算人夫二〇二人九
帝國在郷軍人分會 面瀨村分會道路愛護會	二		二・三〇	二・三一	一、七二二	二二四	側溝浚深及掃除 一人一日八時間ニ換算人夫二一人
船越町青年團 道路愛護會	六		一・三三		七四八	一四七	側溝浚深、路面車輪堀不陸直、築堤崩壞箇所土砂運搬盛立馬車二十臺出場一人一日八時間ニ換算人夫九三人五
富津内村 道路愛護會	一		二九		六〇〇	二〇〇	側溝浚深、一般掃除深掘掻き均 一人一日八時間ニ換算人夫七五人
下井河村 道路愛護會	四		二四		三七〇	七四	側溝浚深、一般掃除 一人一日八時間ニ換算人夫四六人二五
大久保町 道路愛護會	四	二〇		一〇	五八八	一四七	不陸直、側溝浚深、掃除、深堀修繕砂利布、一人一日八時間ニ換算人夫七三人五
内川村 道路愛護會	一		三〇		二五八	四三	側溝浚深、車堀埋戻、砂利布五分 一人一日八時間ニ換算人夫三二人二五
南磯村 道路愛護會	三		三・〇〇		二・一〇	四二〇	路面不陸直、路肩雜草除去、側溝浚深、一人一日八時間ニ換算人夫二六二人五
戸賀村 道路愛護會	一		一・〇〇		四〇〇	八〇	路面凹凸不陸直、障害物取除、側溝浚深、一人一日八時間ニ換算五〇人
土崎港町 將軍野義勇團	四		六	一八	一〇八	五四	雜草刈拂、不陸直、側溝浚深、砂利布作業(寄附砂利一、五五坪)一人一日八時間ニ換算人夫三人五
馬川村青年團 道路愛護會	二		二〇	一・一四	六三〇	二一〇	道路一般掃除、不陸直、砂利布 一人一日八時間ニ換算人夫七八人七五

(北 秋 田 郡)

大館町大館青年團 道路愛護會	回作業 數	三三	國道	府縣道	町村道	延時 間	九九八 ^時	作業人員 一八六 ^人	作業 方 法
			三二 ^{里町}	二九 ^{里町}	三三二 ^{里町}				砂利布、側溝修理、町名標木建設 道路名板設置、作業一人一日八 時間ニ換算人夫一二四人七分五厘

(鹿 角 郡)

七瀧村 道路愛護會	回作業 數	五	國道	府縣道	町村道	延時 間	一七、二九六 ^時	作業人員 二、一六二 ^人	作業 方 法
			五 ^{里町}	三〇 ^{里町}	六、一六 ^{里町}				路肩雜草除去、不陸直、側溝浚深 橋梁暗渠ノ修繕、架替欠壞個所 ニ帶廻柵ヲ施、盛地、法留、石垣 築作業時一日一人八時間

古川町の道路舗装工事

宮城県古川町道路舗装の第二期工事は今
回愈々着手し驛前通りの交通を遮断し中里
道を之に代へて使用してゐる。尙ほ該道路
のコンクリート工事終了後は、更に二ヶ月
の豫定で漸次未成町内の國道府縣道及主要
道路のアスファルト舗装工事に取り掛る管
である。

白石温泉釣橋の開橋

宮城県白石町會議員二瓶八郎氏が着手し
てゐる白石温泉の建設事業について今般小
原新湯地内から温泉掘鑿現場に通ずる白石
川に釣橋を架げたので去る十一日午前十時
から新湯温泉枕流閣に於て開橋式を舉行し
た。

高須清須間橋梁工事滞滯

愛知縣渥美郡牟呂吉田村高須、寶飯郡下
地町清須間の橋梁工事は前芝村の寄附金未
納の爲め第二期工事に着手することが出来
ないので、牟呂吉田村長や縣會議員等が繰
々に奔走してゐるが容易に纏らない、今の
ところ第二期工事の豫測さへつかず絶望の
状態である。

東 海 方 面

明神橋の渡橋式

愛知縣岡崎市の明神橋は此の程竣功したのでこれが渡橋式を去る三日の午後二時から同橋北詰の廣場で舉行された。荻野愛知縣土木部長、本多岡崎市長、縣社會議員、商工會議所會頭、其他四百餘名の來賓着席に次いで中川神官の修祓、淨拂、降神、獻饌、祝詞、玉串奉奠、續いて本多市長の玉串奉奠あり、市會議員鈴木忠太郎氏の一家及び岡崎消防組頭高木嘉藏氏の嚴父高木嘉重氏の一家が渡り初めをなし、撒饌昇神の後市長の式辭、近藤土木課長の工事報告、土木部長、市會議長、其他來賓祝辭あり續いて岡崎土地埋立地に設けられた祝賀會場で祝宴を張つた。餘興としては地元の龍城連妓の手踊り煙火放揚等を行ひ數萬の人数があつて極めて盛況であつた。

尙渡り初した高木嘉重氏は記念の爲め地付の昭和幼稚園へ育兒資金として百圓を寄

附された。

富士山へ自動車道路

愈々登山のシーズンがやつて來てそろそろ方々の山開きも始らんとしてゐる今年の富士山、吉田口開山期は例年よりも早く七月五日と決定された。本年は淺間神社から馬返しに到る三里の間は既に富士自動車會社に於て既に四間幅の自動車専用の道路の開設に着工し六月末までには完成させ登山者の便宜をはかる筈である。

北越方面

豪雨で泰平橋低下

ビーヤ傾く

新潟縣阿賀川は去る廿四日の豪雨の爲め増水夥しく泰平橋西詰は約一メートル低下しビーヤは西に傾き稍々危険に見えた爲め署轄葛塚署では新發田土木派遣所と協議の

上自動車及荷車の通行を禁じた。

新潟縣の道路篤志家

中條町の道西町線は人家が稠密しカーブが多い所で交通上最も危険の多い個所であつたが、過般岡町篤志家須貝隆二郎氏は急カーブに接した同氏所有の建築物を他へ移して敷地を道路敷地に寄附された、爲に従來不便を極めたカーブも全く危険がなくなつたので町は同氏に對し非常に感謝して居る。

小出柳生橋近く修繕されむ

新潟縣小出町柳生橋の修繕工事の可否は青島や、柳原通りに多大の影響を及ぼし、町の交通上にも重大な打撃をうけるので、町當局及び關係町内有志は種々奔走に努めてゐるが、先般櫻井町長は出縣して縣補助舊破間橋の拂下げを受け、此の用材を以つて修繕するの運びとなり、一日該橋拂下げ

の申請書を縣土木課へ進達したから、近々起工の喜びを見るであらう。

浪害國道の實地踏査

北陸線梶原敷附近の浪害國道修理費分擔問題につき負擔を公平にする爲め浪害箇所を詳しく實測する事になり去る二日鐵道側より名古屋鐵道局改良課新谷技師、金澤保線事務所成瀬技手、縣より土木課藤澤技師古川、吉川技手、高田土木派遣所長、安田技手等が被害地に出張實測をした。

荒川橋の架替へと

道路網整理

新潟縣では豫て腐朽甚しく危険のため交通を嚴禁してゐた荒川橋（直江津町より中頸有田村春日新田川原町に通ずる國道）は愈々八月上旬頃着工九萬數千圓を以つて鐵筋コンクリート橋に架け替をするに決定した。

同時に道路網を整理すべく二つの開鑿案が議せられてゐる。一つは直江津町より荒川橋を直線に有田村春日新田川原町へ道路を開き、高橋達太郎經營の鐵道線筋の倉庫西横手直江津町古城區域に通ずる國道に聯絡すると共に縣道稻田街道から春日新田村社西横手を経て眞直に道路を開鑿し前記古城區に通ずる國道に聯絡せしめんとするものである。尙、村民一般に觀迎されてゐる案は從來の道路たる稻田街道より春日新田川原町に至る荒川沿岸の縣道並に保倉川沿岸川原町を貫通する國道を廢道すると共に里道に編入して現在のまゝ道路として使用せんとするものでこれは防火線として有利なる點が多いといふのである。

近畿方面

穢れたる社會奉仕者

此の世智がらい世の中に自腹を切つて橋

の修繕を怠らぬ奇特な大工さんが滋賀縣大津市下堅田町にある。それは同町に數十年も住居してゐる船大工池田竹次郎（五〇）さんで附近の東川に、同町及び上平藏町方面から電車に乗るにも湖畔で洗濯するにも必ず通らなければならぬ重要な一間半ばかりの木橋がある。それが破れ放題になつてゐるのを數十年來自費で修繕し社會奉仕をしてゐたのである。處が最近又も該橋が危險に傾いたので貧しい中から金二十五圓と自分の腕をかけて改築した。町内の有志は大へんに氣の毒に思ひ見かれて金を出したが大工さんはどうしても受取らぬ。感激した町内の人達は去る十六日大津署にこの旨を届け出たので同署では表彰すべく知事に申請することになつてゐる。

道路改築緩和の陳情書

兵庫縣土木課では曲折甚だしく、縣道として不適當な豊岡出石線（豊岡町、小尾崎

より京口橋に至る間)につき路線變更及び幅員擴張を計劃しつゝあるのを聞きつたへた小尾崎、新町區の地元町では京口橋迄を一直線に通されては現在の沿線は裏筋となり同區の盛衰を左右すること甚大であるといふので線形變更は小尾崎より安樂寺附近迄の程度に緩和せられたいと陳者書を町當局を経て縣に提出した。縣では地元の希望に對しては道路構造令の許す範圍内まではなるべく容れるやうにしたいと云ふ意見らしく結局は埋立地たる新交番所附近に至る斜線の新設を見るに至るだらう。

道路の復興全部終了す

兵庫縣豊岡町では復興路線の内取り残されてゐた永樂通(延長百五十三間幅員四間)高雄道(延長三十五間)の二道路共、既に人家立退きを終つたので路面の改修に着手したが是れで復興道路工事は全部終了するわけである。

中國方面

青年團の道路補修

廣島縣海田市町青年團第三分團長佐久間氏以下三十名が去る五日午後七時から恵比須神社に集合して町内の道路補修を爲し勞力奉仕を五日間行つたことは近頃奇特の至である。

八幡川の梁橋

設計圖出來上る

廣島縣佐伯郡五日市町國道八幡川の橋梁は、過般大水害の爲め半ば流失し今日まで假橋に依つて來たが、廿日市土木出張所では限られた豫算内で從來の木橋を鐵筋コンクリート橋にすべく苦心の結果去る五日漸く設計圖を作成した川幅約一丁半の同河川に現代的の曲線を加味した様式の橋が架けられた曉にはなかく壯觀を呈するであら

うと想像される。

尙新橋の位置は舊より少しく東岸を南に移して車馬の通行に便利なカーブを與へる筈である。

九州方面

混凝土講習會

先般九大工學部教授吉田博士及熊高工吉田教授の發案にて九州、沖繩及山口各縣土木課主催。日本ポルトランドセメント同業會後援のもとに混凝土講習會開催の儀ありしが各講師が斯界權威の新進學究なると且つ又最も時宜に適したる催として各方面とも非常なる歡迎を受け協議の結果愈々別記要項を以て開催する事に決定したり。而して本縣土木課は地元たる關係上講習會に關する一切の準備を進める事となり既に五月廿日各方面へ紹介狀を發し講習者申込を取繼め今日迄の講習申込者は貳百名を突破する

の盛況を示せり。即ち次の如し。

- 一 各セメント會社 十八名
- 二 各縣各市、主なる會社、其ノ他 百七十三名
- 三 鐵道省關係 六名
- 四 内務省關係 五名
- 五 逓信省關係 四名
- 合計 二百六名

尙今後も多少増加の見込なり。

講習會要項

- 一 會場 九州帝國大學工學部 (福岡市外箱崎町)
- 二 期日 七月十七日、十八日、十九日
毎日午前八時開講 三日間
- 三 主催 九州、山口、沖繩各縣土木課
- 四 後援 日本「ホルトラント、セメント同業會」
- 五 本講習會ニ關スル照會及問合セ等ハ福岡縣土木課長宛ニ御願申上候

以上

七月十七日(水)

福岡縣土木課長

閉會ノ辭 福岡縣土木課長

大牟田市舊三川町間

道路新設問題宙に迷ふ

福岡縣大牟田市舊三川町が市と合併前昭和三年度事業として左の五線(何れも幅員三間乃至四間)の道路新設を劃してゐる。

大字三里磯線延長四十八間

大字三里鹽屋より八社に至る鹽谷八社線延長四十二間

大字三里上屋敷外圍線五十七間

大字水主町後村線百二十八間

大字川尻間原柳原線の補助道路を北に延長して坊主山南にて目下工事中の寶坂水尻線に聯絡する間原山下線二百二十二間

處が三川町が大牟田市と合併する條件として、引繼事業は財源確實なものに阿り繼承するといふので、これに該當しない前記五線の道路新設計畫は大牟田市が引繼事業として遂行するわけに行かない、一方舊三川

七月十八日(木)

最近「セメント」ノ進歩ト化學成分ニ就テ

張 玄 彦

鐵筋混凝土ノ設計上注意スベキ事項

徳 弘 春 美

實驗見學

鐵筋混凝土桁試驗

七月十九日(金)

光彈性學概論

「セメント」ノ使用法ニ就テ

久野重一郎

混凝土ニ關スル討議

狩野宗三

町残務整理委員は大牟田市に引継事業たらしめんとし、舊三川町の町基金が千圓、罹災救助資金千七百圓内外救済資金六千圓其他の基金を合して九千圓内外の基金の有るのを幸ひとし、前記五線の道路新設費八千六百一十一圓に對し之等の基金を流用して

道路新設費に充て大牟田市に引繼するやう、縣に對して基金流用の認可申請をした、縣では大牟田市に其の基金流用の認否を確かめたが大牟田市に於ては之を認めるといふ回答をなす譯に行かないので、縣、局は認可申請書を持ちあぐんで居る、爲に折角の道路の大計畫も、着手は勿論引繼さへ出來ず宙に迷つて居る。

阿蘇の登山道路

九月に着手

世界に誇る九州の名火山阿蘇に、今回二十萬圓の工事費を投じて海拔千五百十米の高峰に三間半の登山道路を通じて自動車も

自由往復させると云ふ大計劃を樹て、既に實地踏査も終へていよいよ九月から該工事に着手することとなり來春までに竣功させる豫定である。

大牟田市の新道路

福岡縣大牟田市四年度に於ける道路事業としては、不知火町から舊三川町に至る縣道の中、本町六丁目から松原町通りに至る延長百二十間、幅員三間（工費壹萬七千五百參拾圓）の新設及平原町方面の開發を目的とする柿園町、龜谷町線延長道路幅員三間、延長約二百五十間及市内上官町方面と西宮浦町方面との聯絡を目的とする曙町左右町線の擴張工事延長二百間、幅員三間（工費二萬九千九百五十圓）が其の主なる事業であるが、本町松原町線は既に測量に着手した部分終了したので、測量終了次第着手する事となるらしく、同線竣工の上は松原町方面から知不火町驛方面へは從來から

約三分の一短縮され非常に便利となる驛である、その他の道路も近く着手の運びに至る模様である。

今 昔

道路法施行せられて既に十春秋、豫行く駒の足速みとはよくも歌はれたものである、振返つて見れば其の昔、道路は泥であつて、ペーアされた道路は帝都東京の丸の内にも唯の一寸平方もなかつたのである、尤も本郷大學通に石鋪道があつて、電車の軋る音が鳴り響いたやうに聞いて居た、それが今日は都會の道路が自動車の通路としてふさはしくなつたばかりでなく、地方道路も土砂道であつても、幅員、屈曲、勾配等が改良された、否改良されつゝある、爰に吾人は惟ふ、道路の改まりゆく勢ひは、其處に國勢の増進が覗はれることな。